

# 韓国における海外進出企業の国内回帰に向けた支援制度

東京国際大学商学部教授・ERINA 共同研究員

ソン・ジュンホン (宋俊憲)

## 要旨

世界金融危機以降、海外移転した生産設備の全部又は一部を本国に戻す製造企業の国内回帰が注目を浴びるようになった。韓国では、海外進出企業の国内回帰を通じて国内投資拡大や雇用創出を模索するため、国内回帰企業に対する具体的な支援策の導入が検討され、2013年に『海外進出企業の国内復帰支援に関する法律』が制定された。しかし、国内回帰支援法令が施行された後も国内回帰の実績は非常に乏しく、支援政策及び制度の有効性が疑問視された。そこで、韓国政府は2019年に国内回帰支援法令を大幅に改正し、国内回帰企業に対するインセンティブを強化した。本稿は、2020年3月に施行された改正国内回帰支援法令を中心に、韓国の国内回帰支援制度の内容と特徴を検討する。

キーワード：海外進出企業、国内回帰、海外進出企業の国内復帰支援に関する法律、韓国

JEL classification: F29, K29

## 1. はじめに

2008年の世界金融危機以降、海外移転した生産設備の全部又は一部を本国に戻す製造企業の「国内回帰」(reshoring)<sup>1</sup>が注目を浴びるようになった(Delis et al., 2019, p.634)。特に世界の工場と称される中国では、人件費の上昇、労働者保護の強化、社会保障制度の完備、外国人投資に対する支援策の縮小など、外資系企業の投資・経営環境が大きく変わり、労働集約型産業を中心に中国離れが顕在化した(イム・ヨ、2013)。製造企業の国内回帰が表面化する中で、主要先進国は、自国製造業の活性化、国内投資の拡大、雇用促進などの一環として、海外進出企業の国内回帰を推進するようになった。例えば、米国のオバマ政権では、製造業復権の観点から海外に進出している米国企業の国内回帰を積極的に奨励した(経済産業省、2014、p.88)。米国企業の国内回帰を支援する非営利団体 Reshoring Initiative が設立されたのもこの時期である。

韓国でも、2000年代に入り、中国に進出した製造中小企業を中心に国内回帰

の兆候が見られるようになった(イム・ヨ、2013)。しかし、その実態を明確に把握することはできず、実質的な支援までは至らなかった。他方で、2005年以降、韓国企業の海外直接投資が急増する一方で、国内投資の減少が新たな政策的課題として浮上した。実際に、2005年から2015年まで、韓国製造業による海外直接投資の平均増加率(6.6%)が国内設備投資の増加率(3.3%)を大きく上回り、産業空洞化の問題が懸念されるようになった(ヤン、2017)。このような懸念を払拭するため、韓国政府は外国人投資を積極的に誘致したものの、可視的な成果を得ることはできず、新たな政策が求められた。そこで、海外進出企業の国内回帰を一層増やして国内投資拡大や雇用創出を実現するため、国内回帰企業に向けた支援制度が導入された。

韓国の国内回帰支援法令は2013年に制定されたが、その後の極めて低調な支援実績などを背景に、2019年に大幅な法令改正が行われ、2020年3月に施行された。韓国政府は、国内回帰支援法令を改正する際に、国内回帰企業の誘致を重点課題として位置づけ、国内回帰に対

するインセンティブを強化した(産業通商資源部、2018)。今後、新型コロナウイルスの世界的な流行によってグローバル生産ネットワークが大きく変貌することが予想される中で、韓国政府は海外進出企業の国内回帰に対する支援をより拡大・強化し、主力産業の安定的な供給網を構築・確保に取り組む予定である(産業通商資源部、2020、p.2)。

以上の状況を踏まえて、本稿は、国内回帰支援法令を中心に韓国の国内回帰支援の仕組みと特徴を検討し、様々な支援プログラムの内容を確認する。次節では国内回帰支援法令が制定されるまでの流れを簡単に確認し、続く第3節では国内回帰支援制度を概観する。そして第4節では2020年度の国内回帰支援プログラムの内容を詳細に検討する。最後は、韓国の国内回帰支援制度の特徴を簡単にまとめた上で、今後の課題について述べる。

## 2. 国内回帰支援制度の導入

### (1) 法令の制定

周知のように、2000年代後半、韓国で国内回帰企業に対する支援制度の導入

<sup>1</sup> 国内回帰の概念については、Fratocchi et al. (2014)を参照されたい。なお、韓国で海外進出企業の国内回帰現象を指す用語には「リショアリング」(reshoring)をはじめ、「国内復帰」、「Uターン」等が多く使われているが、本稿では組織や法律の名称を除いて全て「国内回帰」に統一する。

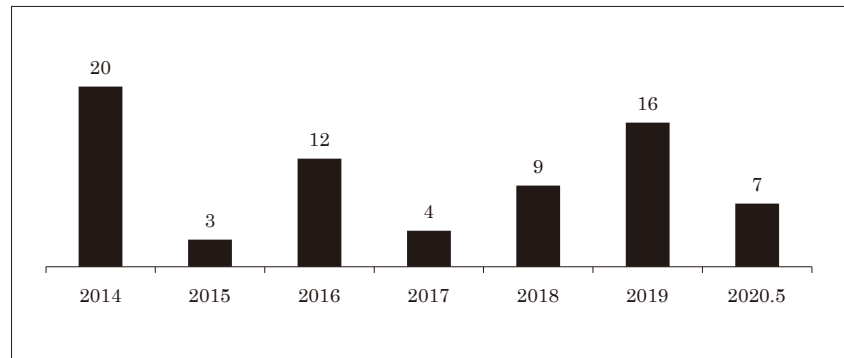
が本格的に議論されるようになり、政府系シンクタンクの中小企業研究院で政府の依頼を受けて国内回帰の実態調査や支援策などに関する研究が実施された。以降、2012年4月に開かれた第119回非常経済対策会議では、海外進出企業の国内回帰を支援するため、『租税特例制限法』及び『国家均衡発展特別法』に基づく租税減免や工場立地支援などが決定された。また2012年5月には大韓貿易投資振興公社 (Korea Trade-Investment Promotion Agency:KOTRA) の中に「国内復帰企業支援センター」が設置され、国内回帰を希望する企業に向けた政府支援ガイドラインが策定された。

その後、海外進出企業の国内回帰及び定着を総合的かつ体系的に支援する法的根拠が必要とされ、2013年8月に『海外進出企業の国内復帰支援に関する法律』（以降、「国内回帰支援法」と表記）が制定されて、同年12月に施行された。国内回帰支援法の制定により、国内回帰企業に様々なインセンティブを提供できる法的根拠が初めて確立された。また、支援業務が産業通商資源部 (Ministry of Trade, Industry and Energy:MOTIE) に一元化され、海外進出企業の国内回帰を促進・支援するための制度的基盤も整備された。結局、これまで複数の政府省庁が所管法令に基づいて行われてきた支援業務が、一つの法律の下で体系的に管理・運用されるようになった。

## (2) 法令の改正

国内回帰支援法の制定後、実際に韓国に回帰した海外進出企業は5年間でわずか48件にとどまり、非常に限定的な成果しか得られなかった(図1)。事実、中小企業研究院(2009)が海外現地法人304社を対象に行った調査でも、国内回帰の意向を示した企業はわずか27社(8.9%)に過ぎなかった。近年、韓国の製造企業が海外に進出する主な理由は、従来のような人件費削減ではなく、現地市場の開拓・確保である。当然、海外進出企業の

図1 国内回帰の推移(単位:件)



出所: KOTRA 国内復帰支援センターの内部資料

国内回帰を誘導することは容易ではない。そこで韓国政府は、政策需要を発掘し、国内回帰支援を拡大するため、2018年11月に新たな総合支援対策を打ち出し、2019年12月に国内回帰支援法を改正した。国内回帰支援法の改正により、従来の製造業に加えて情報通信業及び知識サービス業も支援の対象になり、インセンティブの強化や支援手続きの簡素化などが行われた。

## 3. 国内回帰支援制度の概観

### (1) 法令

韓国は、国内回帰企業を総合的かつ体系的に支援するため、国内回帰支援法が制定されており、また同施行令(大統領令第30520号)、同施行規則(産業通商資源部令第345号)、そして同告示(産業通商資源部告示第2020-29号)が定められている。そして詳細な支援プログラムの内容については、毎年 KOTRA がガイドブックで公表している。

### (2) 担当機関

海外進出企業の国内回帰支援に関する業務は、MOTIE が担当している。MOTIE 長官は、国内回帰支援法第5条に従い、5年ごとに国内回帰企業支援計画を樹立・施行しなければならない。MOTIE には国内回帰支援に関する重要な事項を審議・議決するための「国

内復帰企業支援委員会」が設置され、MOTIE 長官が委員長を務める。同委員会は委員長を含む15人で構成され、支援・施行計画の樹立及び変更、支援制度の改善、資金支援、立地支援などについて審議・議決する<sup>2</sup>。

国内回帰支援の管轄機関は MOTIE であるが、支援申請の受付や提出書類の事実確認など、支援対象企業の決定及び取消に関する業務の一部や実態調査に関する業務は、KOTRA に委託されている<sup>3</sup>。特に、国内回帰に関する相談・案内・広報・調査・研究及びその他の支援業務は、KOTRA 内に設置された国内復帰企業支援センターが遂行している<sup>4</sup>。同センターは、KOTRA の職員及び関係機関から派遣された職員で構成される。2019年の法令改正により、国内復帰企業支援センターが申請書類の受付や関係機関への送付等の業務をまとめて処理できる法的根拠が設けられ、支援手続きの簡素化及び企業の事務負担軽減が行われた。

### (3) 支援対象

韓国政府が提供する様々な支援プログラムの対象となる「海外進出企業の国内回帰」については、国内回帰支援法第2条に詳細な定義が示されているので確認しておきたい。まず「海外進出企業」とは、大韓民国の国民又は大韓民国の法律によって設立された法人が実質的に支

<sup>2</sup> 国内回帰支援法第6条。

<sup>3</sup> 国内回帰支援法第10条及び国内回帰支援法施行令第10条。

<sup>4</sup> 国内回帰支援法第17条及び国内回帰支援法施行令第12条。

配し、企業自身又は当該企業が実質的に支配する他の企業が所有する海外事業場を通じて2年以上継続して製造業、情報通信業及び知識サービス業を営んでいる企業を指す。ここで実質的な支配とは、発行株式総数又は出資総額の30%以上を所有していることを意味する<sup>5</sup>。

次に「国内回帰」とは、上記の海外進出企業が海外事業場を清算、譲渡または縮小し、海外事業場で生産する商品・サービスと同様または類似の商品・サービスを生産する事業場を国内に新設・増設することである(表1)。ここで国内事業場の新設・増設は、製造業を営む企業の場合に、工場を新設・増設したり、試験生産施設を含む製造施設を備えたりすると認められる<sup>6</sup>。最後に「国内回帰企業」とは、①国内回帰を通じて新設・増設された国内事業場を保有する企業や、②国内回帰が進行中で、海外事業場を清算・譲渡または縮小するなどの手続きを行っている

企業として定義される<sup>7</sup>。

#### (4) 支援企業の指定及び取消し

一定の要件を満たしている国内回帰企業は、MOTIE 長官によって国内回帰支援対象企業として指定される<sup>8</sup>。しかし『外国人投資促進法』に基づいて支援を受けた企業は国内回帰支援の対象から除外される。同法は、韓国に投資を行う外国人や外国法人などに対する租税減免(第9条)、国公有財産の売却や賃貸料減免(第13条)、現金支援(第14条の2)などが定められている。同様に『経済自由区域の指定及び運営に関する特別法』の第16条に基づいて租税減免や資金支援等を受けた企業も国内回帰支援の対象にならない<sup>9</sup>。また、海外事業場を縮小する企業の場合は、縮小完了日前の1年間の生産量が縮小開始日前の1年間の生産量に比べて75%以下であることが求められる<sup>10</sup>。

一方、MOTIE 長官は、支援の対象となった企業が虚位又は不正な方法で申請したり、申請時の内容と事実が異なったりする場合に、当該企業への支援を取り消すことができる。さらに、国内回帰支援法第8条2項によると、国内回帰企業が廃業し、また国内に新設・増設した事業場を2年以上継続して運営していない場合にも、支援が取り消される。

#### (5) 国内回帰支援の流れ

図2は、国内回帰支援の対象企業が決定される流れを示したものである。KOTRA は、国内回帰支援を希望する企業が提出した申請書類などを検討し、海外法人の実態調査や審査委員会での検討後、審査報告書及び関連書類をMOTIE に提出する。MOTIE では最終的に支援対象企業を決定し、当該企業に確認書を発給する。国内回帰企業として指定された企業は、MOTIE をはじめとする関係省庁やKOTRA の支援プログラムが提供する様々なインセンティブを申請できる。

国内回帰企業として指定された企業は、国内回帰支援法に基づき、中央政府及び地方自治体が提供する租税減免(第11条)、資金支援(第12条)、立地支援(第13条)、国公有財産の賃貸(第13条の2)、国公有財産の賃貸料減免(第13条の3)、国公有財産の売却(第13条の4)、人的支援(第14条)、海外事業場の清算等の支援(第15条)、同伴回帰企業に対する支援(第16条)等を受けられる。ここで租税減免については『租税特例制限法』、『地方税法』、『関税法』などの法令に基づいて行われる。また立地支援は『産業立地及び開発に関する法律』第2条8号に基づく産業団地を国内回帰支援企業に優先的に提供されることになる。各々の支援プログラムの詳細な内容については次節で述べる。

表1 国内回帰企業の類型

国内	回帰類型	
	海外事業場	国内事業場
国内事業場あり	【類型1】清算・譲渡	新設
	【類型2】維持・生産量縮小	新設
国内事業場なし	【類型3】清算・譲渡	新・増設
	【類型4】生産量縮小	新・増設

出所: KOTRA (2020)

図2 国内回帰支援の流れ



出所: KOTRA (2020)

<sup>5</sup> 国内回帰支援法施行令第2条。

<sup>6</sup> 国内回帰支援法施行令第3条。非製造業の場合は、事業場面積の拡大や、事業の遂行に必要な生産設備を追加設置することで認められる。

<sup>7</sup> 国内回帰支援法第2条4項。

<sup>8</sup> 国内回帰支援法第7条。

<sup>9</sup> 国内回帰支援法施行令第6条1項。

<sup>10</sup> 国内回帰支援法施行規則第3条。

## 4. 国内回帰支援の内容

### (1) 概観

本節は、2019年12月に改正された国内回帰支援法、同法施行令及び施行規則、そしてKOTRAの国内復帰企業支援センターが2020年3月に公表した「国内復帰企業支援制度」に基づき、韓国の国内回帰支援制度の内容を検討したい。2020年3月現在、国内回帰企業に対する支援策は、9つのカテゴリー（①補助金（立地・設備）、②税制支援、③雇用支援、④保証・保険、⑤金融支援、⑥立地支援、⑦スマート工場構築及びR&D支援、⑧知的財産権支援、⑨構造調整コンサルティング）で13のプログラムが実行中であり、企業類型や回帰地域によって支援の可否やその内容が異なる（表2）。

### (2) 補助金

韓国政府は、国内回帰企業に補助金を支給し、初期投資費用の一部を支援している。国内回帰企業として指定された企業は、立地補助金と設備補助金の申請が可能になる。但し、大企業は設備補助金のみ申請することができる。国内回帰企業は、2つの補助金を合わせて最大100億ウォンが支給される。補助金額は、企業規模や回帰地域（首都圏隣接地域、支援優遇地域、産業危機対応特別地域、一般地域）によって異なる（表3）。補助金受給の条件としては、①首都圏以外の地域に回帰し、②国内投資事業場での常時雇用従業員数が20人以上であり、③補助金支援の妥当性評価で60点以上を取得しなければならない。これらの条件の中で②については、従業員数5人

以上の中小製造企業の平均雇用人数が18人である現状を考慮し、2019年の法令改正で30人から20人に支援条件が緩和された（産業通商資源部、2018、p.8）。一方、首都圏に移転する国内回帰企業は、上記の補助金支援から排除される。

### (3) 税制支援

国内回帰支援法第11条によれば、国内回帰企業は『租税特例制限法』『地方税法』『関税法』などに基づいて租税減免の対象になる。但し、税制支援を受けるためには、首都圏過密抑制圏域外に回帰することが求められる<sup>11</sup>。また、支援の条件として、国内事業場を新設又は増設して事業を開始してから4年以内に海外事業場を譲渡もしくは閉鎖することや、海外事業場を譲渡もしくは

表2 国内回帰支援の可否及び内容

企業 類型	回帰地域	補助金		租 税		雇 用			保証 保険	立地 支援	工場 建設	相談	金融	R&D	知的 財産権
		立地	設備	法人税	関税	奨励金	ビザ	外国人							
中小 中堅 企業	非首都圏	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	首都圏(過密抑制圏外)	×	×	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
	首都圏(過密抑制圏内)	×	×	×	×	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○
大企業	非首都圏	×	○	○	○	×	○	×	○	○	×	×	×	○	×
	首都圏(過密抑制圏外)	×	×	○	○	×	○	×	○	×	×	×	×	○	×
	首都圏(過密抑制圏内)	×	×	×	×	×	○	×	○	×	×	×	×	○	×

出所: KOTRA (2020)

表3 補助金支給の基準

地 域	補助金	支援比率			国家補助 比率
		大企業	中堅企業	中小企業	
首都圏隣接地域	立地	-	-	9%以内	45%以内
	設備	6%以内	8%以内	11%以内	
一般地域	立地	-	10%以内	30%以内	65%以内
	設備	8%以内	11%以内	14%以内	
支援優遇地域	立地	-	20%以内	40%以内	75%以内
	設備	11%以内	19%以内	24%以内	
産業危機対応 特別地域	立地	-	25%以内	50%以内	75%以内
	設備	14%以内	24%以内	34%以内	

出所: KOTRA (2020)

注: 支援比率の基準は、立地が土地購入価額、設備が設備投資金額である。

は閉鎖してから1年以内に国内事業場を新設又は増設することが求められる。また、海外事業場において生産量の50%以上を縮小しなければならない。税制支援は、法人税や関税の減免措置が適用される。法人税の場合は、新設又は増設された国内事業場で所得が発生した時点から最大7年間50~70%の減免が行われる（表4）。一方、関税の減免は、新規又は中古の設備（資本財）を輸入する際に申請できる。関税の減免率は、海外事業場を清算・譲渡するときには100%、縮小・維持するときには50%と定められている。

<sup>11</sup> 韓国は、『首都圏整備計画法』に基づき、首都圏を過密抑制圏域、成長管理圏域、自然保護圏域の3つの圏域に区分している。

表4 法人税減免の基準

海外事業場	国内事業場 (新設又は増設)	
	首都圏	首都圏外
清算・譲渡	5年間100%+2年間50%	5年間100%+2年間50%
縮小・維持	3年間100%+2年間50%	

出所: KOTRA (2020)

#### (4) 雇用支援

国内回帰支援法第14条によると、中央政府及び地方自治体は、国内回帰企業の円滑な労働力確保に必要な制度的かつ行政的支援を提供することが可能であり、雇用創出効果を拡大するために雇用補助金を交付することができる。

国内回帰企業として指定されて3年以内の優先支援対象企業及び中堅企業は、『雇用保険法施行令』第17条及びその下位規定に基づいて雇用創出奨励金を申請し、2年間新規採用従業員の人件費の一部に対して補助金を受給することができる。ここで優先支援対象企業とは、『中小企業基本法』上の中小企業や、従業員数が製造業で500人以下、情報通信業・知識サービス業で300人以下の企業を指す。雇用創出奨励金の年間支援総額は、優先支援対象企業が720万ウォン(月60万ウォン)、中堅企業が360万ウォン(月30万ウォン)である。大企業は雇用創出奨励金の対象外である。

国内回帰企業は外国人労働者を雇用する際にも優遇措置が適用される。まず国内回帰企業の外国人生産管理者に対しては、海外事業場で5年以上勤務し、当該職種の専門性や経歴が認められた場合に、特定活動査証(E-7)の発給支援が行われる。但し、その人数は、国内事業場において雇用保険に加入している韓国人従業員数の30%以内で調整される。次に雇用許可制に基づく外国人労働者の追加雇用が認められる。国内事業場における常時従業員数の300人未満又は資本金80億ウォン未満の企業もしくは中小企業は、国内に5億ウォン以上の新規投資を完了した場合に、過去1年間雇用した韓国人従業員数に比例して外国人労働者の追加雇用が可能になる。現在、外国人労働者の雇用許可人数は、韓国

人従業員数が5人以下の企業は5人以下、51人以上100人以下の企業は15人以下、300人以上の企業は40人以下と定められている。また、上記の国内回帰企業に対しては、非専門就業査証(E-9)資格を満たしている海外事業場の外国人労働者が韓国で働けるよう、ビザ発給の支援が行われる。

#### (5) 保証・保険支援

国内回帰企業は、信用保証基金(Korea Credit Guarantee Fund)と技術保証基金(Korea Technology Finance Corporation)による保証支援が提供される。信用保証基金は、『信用保証基金法』に基づき、担保能力が弱い企業の債務を保証して資金融通を円滑にすることが目的となっている。その一方で技術保証基金は、『新技術金融支援法』に基づき、技術力や潜在能力を持ちながら、実績等が乏しくて金融機関からの資金調達が難しい技術革新中小企業を支援する。国内回帰企業は、国内事業場の設置又は運営に必要な運転・施設資金を借入れる際に、信用保証基金や技術保証基金から保証料や保証割合を優遇して保証を受けることができる。但し、技術保証基金の保証は、技術評価でBBB以上(技術力優秀企業)もしくはB以上(一般企業)の結果を得た企業のみが対象になる。また、国内回帰企業は、韓国貿易保険公社(Korea Trade Insurance Corporation)が提供する保証・保険支援を受けることもできる。現在、短期輸出保険及び輸出信用保証(船積前・船積後)の保険料・保証料の割引(20%以内)や、輸出信用保証(船積前)及び輸入保険の限度額が優遇される措置が取られている。

#### (6) 金融支援

国内回帰企業に対する金融支援については、国内回帰支援法第12条(資金支援)に定められている。中央政府及び地方自治体は、国内回帰企業の雇用創出規模、業種特性、立地の適正性などを考慮して金融及び財政支援を与えることができる。事実、国内回帰は工場立地に必要な土地購入等の大規模な初期投資費用が発生しており、多くの場合にその費用を金融機関からの融資で調達している。しかし、国内営業実績が乏しい国内回帰企業は、限界企業というネガティブなイメージが強く、金融機関から資金を借り入れることが困難な場合が多い(産業通商資源部、2018、p.11)。

そこで韓国政府は、国内回帰に伴う初期施設投資費を支援するために、韓国金融委員会(Financial Services Commission)が運用する産業構造高度化支援プログラムを利用し、韓国産業銀行(Korea Development Bank)と中小企業銀行(Industrial Bank of Korea)から所要資金の最大80%を融資している。同様な支援策として、2020年には韓国金融委員会の設備投資 Boom-up プログラムを利用して低利の政策融資も実施されている。また、韓国輸出入銀行(The Export-Import Bank of Korea)の輸出促進資金から所要資金の最大90%の優遇金利融資が行われる。但し、上記の金融支援は、中小・中堅企業のみが対象となっている。

#### (7) 立地支援

国内回帰企業に対しては、国内回帰支援法第13条に基づき、中央政府及び地方自治体が『産業立地及び開発に関する法律』第2条8号上の産業団地を優先的に提供することが可能である。現在、国家・一般・都市先端等の産業団地及び農工団地に入居する企業を決める際には、国内回帰企業を優遇する措置が取られている。産業通商資源部(2018)の調査によれば、国内回帰企業51社のうち、32社が産業団地に入居もしくは入居予定であった。

一方、立地支援については、2019年12月の法令改正の際に、国公有地の使

用に関する特例が新たに盛り込まれた。改正された国内回帰支援法は、国公有財産の賃貸（第13条の2）、国公有財産の賃貸料減免（第13条の3）、国公有財産の売却（第13条の4）についての法的根拠が定められている。非首都圏に国内回帰する企業は、国公有財産の随意契約が可能であり、最長50年の長期賃貸や賃貸料算定における特例（財産価額の1%以上）と減免（最大50%）が認められる。今回の法令改正により、国内回帰企業への立地支援は、外国人投資企業と同じ水準に引き上げられた。

### (8) スマート工場構築及びR&D支援

近年、韓国では、中小ベンチャー企業部（Ministry of SMEs and Startups）を中心に、企業の製造・生産プロセスにIoT・AI・ビックデータなどのような情報通信技術を適用するスマート工場（smart factory）の普及に取り組んでいる。国内回帰企業には、中小ベンチャー企業部傘下のスマート製造革新推進団（Korea Smart Manufacturing Office）が支援するスマート工場構築に向けた施設・運営資金支援を申請する際に、優遇措置として優先的支援及び融資限度額の拡大等が与えられる。一方、R&D支援は、MOTIEが行う企業R&D支援事業に国内回帰企業が参加した場合に優遇措置が取られる制度である。

### (9) 知的財産権の支援

国内回帰企業として指定された中小・中堅企業は、2020年度の新たな支援策として、特許庁が実施している知的財産権関連支援事業に参加申請する際に、一定の優遇措置が適用される。その支援事業には、多数の中小企業が共通で必要とする新技術などに対する特許対応戦略支援事業や、知的財産権をめぐる国際紛争への対応事業がある。

### (10) 構造調整コンサルティング

国内回帰支援法第15条によると、中央政府及び地方自治体は国内回帰企業の海外事業場の清算・譲渡・縮小等を支援することができる。KOTRAの国内復帰企業支援センターは、海外事業場の清算・

売却・譲渡・縮小等、企業構造調整モデルを提案したり、その業務を代行するなど、企業の事業再編をサポートしている。現在、国内復帰企業支援センターが提供するコンサルティング支援事業は、中国、ベトナム、米国、日本、インドネシア、フィリピン、インド、タイから国内回帰する中小・中堅企業が対象となっている。具体的な支援内容は、①構造調整モデルの提案（清算・売却・譲渡・縮小等）、②清算代行、③縮小代行、④売却及び持分譲渡の代行等が挙げられる。国内復帰企業支援センターは、国内回帰企業がKOTRAに登録されている会社からコンサルティングを受けた場合に、最大2万ドル（コンサルティング料金の50～70%）をコンサルティング会社に支給する。

## 5. おわりに

近年、主要先進国においては、製造業の復活を通じた経済活性化と雇用創出を模索するため、海外進出企業の国内回帰を積極的に推進している。韓国政府も、外資系企業の国内投資が伸び悩む中、海外進出企業の国内回帰を体系的に支援するため、2013年に国内回帰支援法を制定した。しかし、国内回帰支援法令が施行された後も国内回帰実績は極めて少なく、支援制度及び政策の実効性が疑問視された。そこで、韓国政府は2019年に国内回帰支援法令を大幅に改正し、国内回帰企業に対する支援制度を改善・拡充した。本稿は、2020年3月に施行された改正国内回帰支援法を中心に、韓国の国内回帰支援法の特徴と支援プログラムの内容を検討した。

韓国政府は、国内回帰支援法令の制定により、海外進出企業の国内回帰を体系的に支援する法的根拠を整備すると共に、支援対象企業の決定と管理に係る業務をMOTIEに一元化することで様々な支援プログラムを効果的に実行することが可能になった。従来、国内回帰企業支援は、『租税特例制限法』『産業立地及び開発に関する法律』『外国人勤労者の雇用等に関する法律』などに基づいて関係省庁及び関係機関が行ってきたが、海外事業場を完全に閉鎖・譲渡しない企業

は支援の対象から除外されるなど、制度的補完や新たな法令の導入が求められた。そこで韓国政府は、既存の『外国人投資促進法』を参考にして国内回帰支援法を制定したのである（キム、2016）。韓国の国内回帰支援法は、国内回帰企業に対して、租税、金融、立地、国公有財産の利用、雇用等において様々なインセンティブを提供できる法的根拠を明文化している。

国内回帰支援法令の特徴としては、次のことが挙げられる。第1に、国内回帰の範囲を広く認めていることである。実際に、海外事業場を清算・譲渡しないでそのまま維持したり、生産量を縮小した場合でも国内回帰企業として認められる。国内回帰を支援するための様々なプログラムは、主に中小・中堅企業を対象にしているが、一部のプログラムは大企業も利用できる。そして2019年の法令改正では、支援対象業種が拡大されて、従来の製造業に加えて情報通信業と知識サービス業に属する企業も支援を受けられるようになった。第2に、国土均衡発展や地方の活性化を模索するため、大企業と中小企業を問わず、非首都圏に国内回帰する企業に対するインセンティブを強化していることである。最後に、国内回帰企業に対する支援は、実際に国内回帰が行われる前から実施されるので、「先支援・後管理」の方式で運営されている。国内回帰企業として指定された場合、国内事業場の新・増設は3年以内に完了しなければならない。同様に、海外事業場の清算・譲渡・生産量の縮小は4年以内実施することが求められる。韓国のMOTIEは、国内回帰支援の担当機関としてその業務を統合的に管理・運営している。その一方で、申請書類の受付・検討・審査などの実務作業は、すべてKOTRA内に設置されている国内復帰企業支援センターに委託されている。

一方、国内回帰支援法令の改正に伴い、国内回帰企業に対するインセンティブが強化されたものの、今後国内回帰企業が増加するかについては、少し疑問の余地が残る。近年、韓国企業の海外進出は、現地市場獲得に向けた現地化が主な目的になっている。実際、韓国輸出入銀行の海外直接投資統計を見ると、2000

年代後半以降、韓国企業の海外直接投資の要因が、従来の低賃金の活用をはじめ、保護貿易回避、技術導入、資源開発などではなく、海外市場進出及び事業拡大に変わっていることが分かる。したがって、多くの海外進出企業が現地化や市場開拓に積極的な姿勢を示している中で、果たして国内回帰支援法に基づくインセンティブの提供が国内回帰の拡大に有意義な影響を及ぼすか、その有効性につ

いては法令制定当時から懐疑的な見解が少なくなかった(ムン・チョ・コ、2014)。

海外進出企業の国内回帰に最も大きな影響を及ぼす要因は、本国の経営環境改善であると考えられる。これまで国内回帰を実施した韓国企業の主な動機を調べて見ると、海外進出国での人件費上昇、低い労働生産性、外資系企業に対するインセンティブの縮小など、プッシュ要因が挙げられた。しかしその一方で、国内で

新たな雇用や付加価値の創出が期待できる国内回帰の事例では、国内生産のメリット(いわゆる「Made in Korea」の活用)が最も大きな理由として挙げられた。結局、高付加価値産業に属する企業の国内回帰を促進するためには、単なる工場移転に対するインセンティブの提供ではなく、企業が国内生産のメリットを十分享受できる経営環境基盤の改善と強化が必要である。

## <参考文献>

経済産業省(2014)『通商白書』。

イム・ミンキョン、ヨ・ジナ(2013)『中国進出韓国企業のUターン類型化及びUターン政策の改善方法』対外経済政策研究院、研究資料13-03。

キム・ヨンテ(2016)「海外進出企業の国内復帰支援に関する法律に対する事後的立法評価」韓国法制研究院、立法評価Issue Paper 16-17-③。

ムン・ジョンチョル、チョ・ヒョンソン、コ・デヨン(2014)『産業別海外投資の現況分析と進出企業のUターン可能性に関する研究』産業研究院、研究報告書2014-726。

ヤン・クムスン(2017)「韓国製造業の海外直接投資の特徴分析及びUターン促進方案」韓国経済研究院、KERI Brief 17-08。

韓国輸出入銀行海外直接投資統計(2020) (<https://stats.koreaexim.go.kr/main.do>)。

産業通商資源部(2018)『Uターン企業総合支援対策』(<https://www.gov.kr/portal/ntnadmNews/1686567>)。

産業通商資源部(2020)「改正Uターン法、3月11日施行」産業通商資源部報道資料。

中小企業研究院(2009)『海外からの国内Uターン企業の実態分析及び政策支援方向』。

KOTRA(2020)『国内復帰企業支援制度』(<https://www.kotra.or.kr/kh/service/KHSBTU300M.html>)。

Delis, A., Driffield, N., & Temouri, Y. (2019), "The global recession and the shift to re-shoring: Myth or reality?" *Journal of Business Research*, Vol. 103, pp. 632-643.

Fratocchi, L., Di Mauro, C., Barbieri, P., Nassimbeni, G., & Zanoni, A. (2014), "When manufacturing moves back: Concepts and questions," *Journal of Purchasing and Supply Management*, Vol. 20, No., 1, pp. 54-59.